

一般社団法人和歌山県サッカー協会事務局規程

第1章 総則

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県サッカー協会（以下、「本協会」という。）定款第21条に基づいて設置された本協会事務局に関する事を定める。

第2章 構成及び業務

第2条 事務局は事務局長1名、事務局部員若干名によって構成し、次の業務を分掌する。

【総務事項】

- (1) 役員及び職員人事の手続きに関する事案。
- (2) 会員に関する事案。
- (3) 定款その他諸規程に関する事案。
- (4) 社員総会、理事会及び常務理事会等の開催手続きに関する事案。
- (5) 各種書類及び帳簿の保管に関する事案。
- (6) 本協会定款第39条に定められた委員会の庶務に関する事案。
- (7) 広報・プロモーションに関する事案。
- (8) 慶弔及び表彰に関する事案。
- (9) 事務所、専用駐車場の管理に関する事案。
- (10) 本協会文書の発信及び受信並びに関係団体との事務連絡に関する事案。
- (11) 本協会主催及び主管事業並びに借用施設の事務手続きに関する事案。
- (12) 本協会主催及び主管事業並びに後援の事務手続きに関する事案。
- (13) 加盟登録団体（チーム）及びその所属員の資格違反事項に関し、規律・フェアプレー委員会へ取り次ぐ事案。
- (14) 事業の記録及び保存に関する事案。
- (15) 他に属さない事案。

【経理事項】

- (1) 事業に係る会計に関する事案。
- (2) 財務に関する事案。
- (3) 郵券の出納保管に関する事案。
- (4) 加盟登録団体（チーム）及びその所属員の登録に関する事案。
- (5) 5万円以上の決裁に関し、常務理事会へ承認を取り次ぐ事案。
- (6) その他金銭の出納に関する事案。

第3章 職責

【事務局長の職責】

第3条 事務局長は、事務局の専務を統轄する。

2 事務局長は理事会の承認を得て、会長が任免する。また事務局長は、専務理事の命をうけて局務を掌理する。

3 事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、会長は事務局長代理を指名することができる。

【事務局部員の職責】

第4条 事務局部員は、事務局長の命をうけて、所定の業務に従事する。

第4章 事案の決裁及び専決

【原則】

第5条 本協会における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規程の定めるところにより専務理事に専決権を委任する。

【会長の決裁事案】

第6条 本協会会長は、次のものを決裁する。

- (1) 総会、理事会及び常務理事会が決定した事項の執行で、特に重要な事案。
- (2) 本協会運営に関する重要方針に関する事案。
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案。
- (4) 総会、理事会及び常務理事会の運営に関する事案。
- (5) 定款、諸規程に関する事案。
- (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、申達及び副申に関する事案。
- (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案。
- (8) 職員の任免に関する事案。
- (9) 職員の懲戒、表彰に関する事案。
- (10) 基本財産に関する事案。
- (11) その他特に重要な事項に関する事案。

【専務理事の決裁事案】

第7条 専務理事は、次のものを決裁する。

- (1) 総会、理事会及び常務理事会が決定した事項の執行に関する事案。
- (2) 重要な事項に関する報告、答申、申達及び副申に関する事案。
- (3) 重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案。
- (4) 職員の雇用・給与に関する事案。
- (5) その他重要な事項に関する事案。

【役員承認】

第8条 第6条及び第7条の定める事案は、それぞれ決裁を受ける前に常務理事会の承認を受けるものとする。

【雑則】

第9条 この規程に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、事務局長が定める。

【改廃】

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

【附則】

- 1 この規程は、平成23年3月7日より施行する。
- 1 この規程は、平成24年6月1日より施行する。
- 1 この規程は、令和5年11月11日より施行する。